

# 租税特別措置法の一部を改正する法律が公布・施行されました

平成 21 年 6 月 26 日

今回の改正では、最近の社会経済情勢を踏まえ、需要不足に対処する観点から、「租税特別措置法の一部を改正する法律」（平成 21 年法律第 61 号）において、次の措置が講じられました。

## 1 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例（措法 10 の 2）

試験研究を行った場合の所得税額の特別控除について、平成 22 年及び平成 23 年の各年分における税額控除の適用を受けることができる限度額が、その年分の事業所得に係る所得税額の 100 分の 30（現行 100 分の 20）相当額に引き上げられました。

また、平成 22 年又は平成 23 年に生じた繰越税額控除限度超過額について、平成 24 年分及び平成 25 年分において繰越控除の対象とされました。

この場合において、繰越控除の適用を受けることができる限度額は、その年分の事業所得に係る所得税額の 100 分の 30 相当額とされています。

## 2 所得税の額から控除される特別控除額の特例（措法 10 の 7）

その年において、試験研究を行った場合の所得税額の特別控除（措法 10）、エネルギー供給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除（措法 10 の 2 の 2）などの複数の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に、特別控除による控除税額の合計額のうち、その年分の事業所得に係る所得税額を超える部分の金額は、各特別控除の繰越税額控除限度超過額として繰越控除できることが明確化されました。

《適用時期》 この改正は、平成 22 年分以後の所得税について適用されます（平成 21 年改正措法附則 3）。

- この説明書において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示します。  
措法 …………… 租税特別措置法  
平成 21 年改正措法附則 …………… 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 61 号）附則



税 務 署